

津山市子ども・子育て支援事業計画

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業の確保方策等 改訂版

平成27年3月

(令和元年9月一部改訂)

津山市

【計画の改訂について】

改訂内容

(1)「実費徴収に係る補足給付事業」の追記(改訂ページ:16)

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業13事業のうち、初版では当初実施予定の11事業を計画書に掲載していた。

このたび「実費徴収に係る補足給付事業」を新たに実施することから、次の箇所に「実費徴収に係る補足給付事業」を追記する。

○第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

【改訂履歴】

版数	年月	改訂履歴
初版	平成27年3月	初版発行
改訂版	令和元年9月	改訂版発行 実費徴収に係る補足給付事業の追加

目次

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等	1
1 教育・保育の提供区域の設定	1
2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	3
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	7
4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	17
5 子ども・子育て支援事業計画の円滑な運用に向けた取組	19
6 ひとり親家庭等の自立支援	21

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

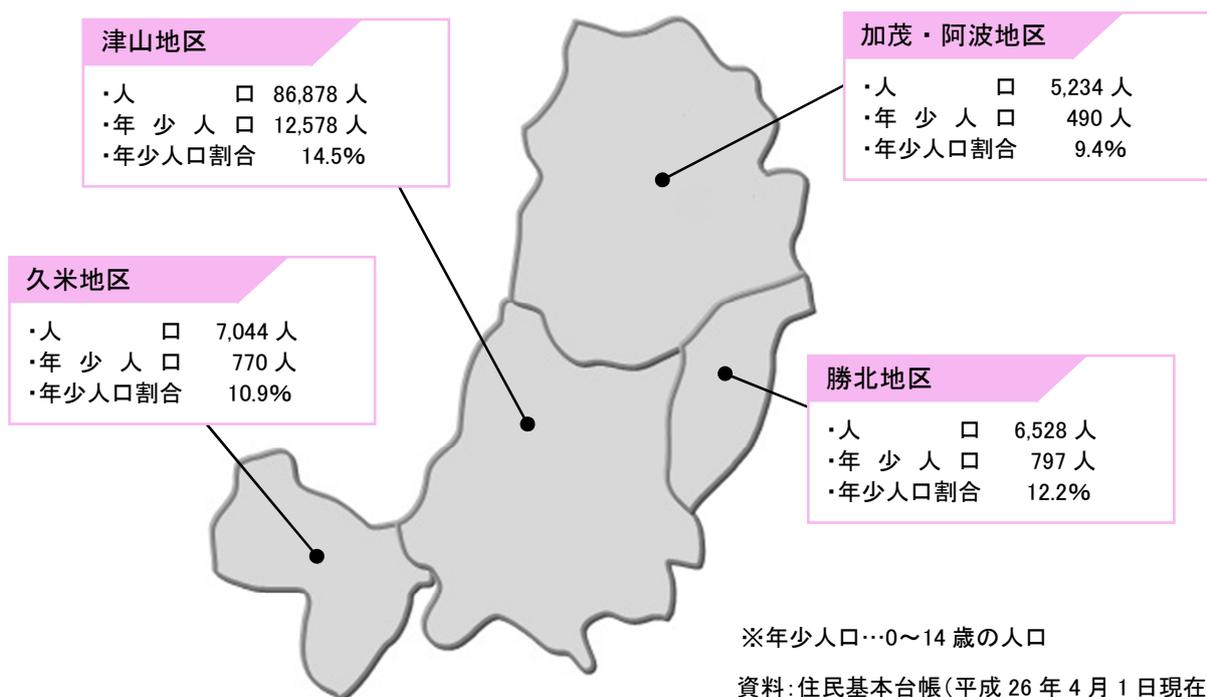
市町村の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業〔次ページ参照〕の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「量の見込み」（利用ニーズ）を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期（以下「確保方策」）」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域（以下「提供区域」）」を定める必要があります。

本市では、以上を踏まえ、市町村合併前の旧市町村の単位を基礎として、「津山地区」「加茂・阿波地区」「久米地区」「勝北地区」の4つの提供区域を設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業では、事業の性質などから、4地区で一体的に確保方策を定めるものもあります。

■津山市略図



(2) 各地区の教育・保育等の施設（事業）の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在

施設(事業)		津山地区	加茂・阿波地区	勝北地区	久米地区
教育	私立幼稚園数 (定員)	3 園 (625 人)	—	—	—
	公立幼稚園数 (定員)	12 園 (1,365 人)	1 園 (105 人)	—	—
保育	私立保育所数 (定員)	22 園 (2,380 人)	1 園 (70 人)	—	—
	公立保育所数 (定員)	1 園 (120 人)	1 園 (30 人)	1 園 (200 人)	2 園 (200 人)
主な地域子ども子育て支援事業	子育て支援拠点事業	3 箇所	—	1 箇所	1 箇所
	子育て短期支援事業	3 施設	—	—	—
	ファミリー・サポート ・センター	1 箇所	—	—	—
	一時預かり事業 (幼稚園)	5 園	1 園	—	—
	一時預かり (保育園(所))	12 園	1 園	1 園	1 園
	延長保育事業	23 園	1 園	1 園	2 園
	病児・病後児保育事業 (医療機関)	1 箇所	—	—	—
	放課後児童クラブ	20 クラブ (27 クラス)	1 クラブ (1 クラス)	2 クラブ (2 クラス)	4 クラブ (4 クラス)
その他	児童館	2 館	2 館	—	—
	放課後子ども教室	14 教室	—	1 教室	1 教室

2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、その年齢や保育の必要性の状況に応じて以下の3つの区分のいずれかに認定し、その認定区分に応じて教育・保育等のサービスを提供します。

■認定区分

認定区分	内容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所)・認定こども園
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所)・認定こども園・ 地域型保育(※)

※小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、事業所内保育(主として従業員の子どもに保育を提供)、居宅訪問型保育(居宅において1対1の保育を提供)の4種類

(1) 1号認定(幼稚園等)

<確保方策の考え方>

公立施設の定員については、私立幼稚園等の定員を踏まえて設定します。

また、2号認定の幼稚園利用のニーズには、私立幼稚園全園及び一部の公立幼稚園で実施している預かり保育により対応します。〔P.78 参照〕

なお、勝北地区及び久米地区については、津山市立教育・保育施設再構築計画に基づく公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行により対応を図ります。

【単位:実利用人数/年】

津山地区(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要利用定員総数(人))	742	736	728	728	714
うち2号で幼稚園希望が強い	75	75	74	74	73
②確保方策 (利用定員(人))					
特定教育・保育施設	340	448	448	448	448
確認を受けない幼稚園	420	295	295	295	295
②-①	18	7	15	15	29

加茂・阿波地区(単位)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(必要利用定員総数(人))		20	20	20	18	17
うち2号で幼稚園希望が強い		6	6	5	5	5
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
②-①		10	10	10	12	13

勝北地区(単位)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(必要利用定員総数(人))		14	13	14	13	14
うち2号で幼稚園希望が強い		1	1	1	1	1
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	0	0	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
②-①		▲ 14	▲ 13	1	2	1

久米地区(単位)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(必要利用定員総数(人))		5	5	5	4	4
うち2号で幼稚園希望が強い		2	2	2	1	1
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	0	0	5	5	5
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
②-①		▲ 5	▲ 5	0	1	1

(2) 2号認定・3号認定(保育園(所)等)

<確保方策の考え方>

津山地区では、平成 30 年度までニーズが定員を超過する状況が継続すると見込まれますが、この間、定員を増加させる園がある半面、ニーズは減少傾向が見込まれ、最終年度の平成 31 年度以降は定員がニーズを上回る状況になるものと想定しています。

また、他地区については、当初からほぼすべての年度で定員がニーズを上回る状況です。

なお、最低基準を満たすことを前提に、一定の範囲内で利用定員を上回る受入が可能となる「定員弾力化」措置があるほか、地区を越えての利用もあるため、いずれの地区も計画期間中の受入に支障は生じません。〔P.78～79 参照〕

【単位:実利用人数/年】

津山地区(単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		1,503	897	297	1,489	883	290	1,473	863	284
		計 2,697			計 2,662			計 2,620		
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設 (※)	1,478	770	252	1,477	791	262	1,489	800	265
		計 2,500			計 2,530			計 2,554		
②-①		▲ 197			▲ 132			▲ 66		
津山地区(単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2号	3号		2号	3号				
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳			
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		1,474	842	277	1,446	822	270			
		計 2,593			計 2,538					
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設	1,500	806	265	1,508	808	265			
		計 2,571			計 2,581					
②-①		▲ 22			43					

※新制度における公費(「施設型給付」)の給付対象として、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づく市町村長の「確認」を受けた施設(本市の該当施設:保育園(所)及び認定こども園)

加茂・阿波地区(単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		52	39	7	54	36	7	51	36	7
		計 98			計 97			計 94		
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設	55	35	8	53	34	8	53	34	8
		計 98			計 95			計 95		
②-①		0			▲ 2			1		
加茂・阿波地区(単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2号	3号		2号	3号				
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳			
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		47	35	7	44	34	6			
		計 89			計 84					
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設	53	34	8	53	34	8			
		計 95			計 95					
②-①		6			11					

勝北地区(単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		102	42	9	94	43	9	98	42	9
		計 153			計 146			計 149		
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設	135	45	10	140	45	10	140	45	10
		計 190			計 195			計 195		
②-①		37			49			46		
勝北地区(単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2 号	3 号		2 号	3 号				
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		94	40	8	97	38	8			
		計 142			計 143					
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設	140	45	10	140	45	10			
		計 195			計 195					
②-①		53			52					

久米地区(単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		133	51	11	135	44	11	134	44	10
		計 195			計 190			計 188		
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設	130	57	13	130	57	13	130	57	13
		計 200			計 200			計 200		
②-①		5			10			12		
久米地区(単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2 号	3 号		2 号	3 号				
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		117	43	10	106	42	10			
		計 170			計 158					
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育 ・保育施設	130	57	13	130	57	13			
		計 200			計 200					
②-①		30			42					

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。〔P.79 参照〕

<確保方策の考え方>

津山すこやか・こどもセンター、加茂支所、勝北支所及び久米支所の4箇所において、引き続き、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や子育てに関する相談等を実施し、利用者の支援を進めます。

特に、津山すこやか・こどもセンターでは、本市の子ども・子育て支援の中核的施設として、関連情報の集約・発信や関係施設・機関との連絡調整に努めます。

【単位：必要施設数】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	1 箇所				
加茂・阿波地区	1 箇所				
勝北地区	1 箇所				
久米地区	1 箇所				
量の見込み・合計	4 箇所				
確保方策(箇所数)	4 箇所				

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。〔P.80 参照〕

<確保方策の考え方>

私立保育園1園、公立保育所3園及び親子ひろば「すくすく」の5箇所において、引き続き、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場やイベント等の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前保育等を実施し、子育て支援を進めます。

【単位:延べ利用人数/月】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	2,968 人日	2,912 人日	2,847 人日	2,777 人日	2,711 人日
加茂・阿波地区	76 人日	72 人日	71 人日	69 人日	67 人日
勝北地区	218 人日	219 人日	214 人日	205 人日	194 人日
久米地区	278 人日	254 人日	249 人日	241 人日	239 人日
量の見込み・合計	3,540 人日	3,457 人日	3,381 人日	3,292 人日	3,211 人日
確保方策(箇所数)	5 箇所				

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。〔P.80 参照〕

<確保方策の考え方>

医療機関等への委託による実施を継続し、対象者の確実な受診に向けた勧奨に努め、母子の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。

【単位:延べ利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	9,009 人回	8,800 人回	8,591 人回	8,382 人回	8,173 人回
加茂・阿波地区	231 人回	231 人回	231 人回	209 人回	209 人回
勝北地区	451 人回	440 人回	418 人回	396 人回	396 人回
久米地区	396 人回	385 人回	363 人回	363 人回	363 人回
量の見込み・合計	10,087 人回	9,856 人回	9,603 人回	9,350 人回	9,141 人回
確保方策					
実施場所	県内委託契約医療機関等		実施体制	左記機関等への委託	
検査項目	妊婦一般健康診査 (尿化学検査、血液検査、超音波検査等)		実施時期	随時	

※見込み量は、対象となる実人数×一人当たり健診回数

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。〔P.81 参照〕

<確保方策の考え方>

本市所属保健師を中心とした訪問と地域の愛育委員による訪問の体制を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、子育てに関する様々な不安や悩みの解消に努め、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。

【単位：実利用人数/年】

地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
津山地区	777人	758人	741人	723人	706人
加茂・阿波地区	20人	19人	19人	19人	18人
勝北地区	39人	38人	37人	35人	33人
久米地区	33人	33人	32人	31人	31人
量の見込み・合計	869人	848人	829人	808人	788人
確保方策					
実施体制	直営(保健師対応・一部委託)		実施機関	市	
委託団体等	保健師・助産師・看護師・保育士・愛育委員				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。〔P.81 参照〕

<確保方策の考え方>

本市所属保健師による訪問を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【単位：実利用人数/年】

地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
津山地区	135人	135人	135人	135人	135人
加茂・阿波地区	3人	3人	3人	3人	3人
勝北地区	6人	6人	6人	6人	6人
久米地区	6人	6人	6人	6人	6人
量の見込み・合計	150人	150人	150人	150人	150人
確保方策					
実施体制	直営(保健師対応)		実施機関	市	

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ））です。〔P.81 参照〕

<確保方策の考え方>

児童の養育に支障が生じないように、現在委託している3つの福祉施設による受入体制を維持します。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日
加茂・阿波地区	0 人日				
勝北地区	0 人日				
久米地区	0 人日				
量の見込み・合計	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日
確保方策(箇所数)	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。〔P.82 参照〕

<確保方策の考え方>

依頼会員の居住地区に関わりなく利用できる体制の強化や、他の事業では対応できないような細やかで多様な一時預かり等のニーズが充足されるよう、制度の周知啓発による会員組織の一層の拡大を図ります。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	978 人日	962 人日	946 人日	926 人日	910 人日
確保方策	978 人日	962 人日	946 人日	926 人日	910 人日

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	42 人日	42 人日	36 人日	36 人日	36 人日
確保方策	42 人日	42 人日	36 人日	36 人日	36 人日

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	68 人日	62 人日	57 人日	57 人日	47 人日
確保方策	68 人日	62 人日	57 人日	57 人日	47 人日

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	62 人日	62 人日	57 人日	57 人日	57 人日
確保方策	62 人日	62 人日	57 人日	57 人日	57 人日

(8) 一時預かり事業

保護者が急な用事などで保育ができない時や、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたい時などに、主として昼間において、幼稚園、保育園（所）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です（「幼稚園型」は、幼稚園が従来行ってきた「預かり保育」に該当します）。〔P.82～83 参照〕

① 一時預かり事業（幼稚園型）

<確保方策の考え方>

現在、津山地区では私立3園と公立2園、加茂・阿波地区では公立1園で実施しており、現体制で対応可能です。

勝北地区及び久米地区については、津山市立教育・保育施設再構築計画に基づく公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行と一時預かり事業（幼稚園型）の実施により対応を図ります。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	28,337 人日	28,064 人日	27,768 人日	27,780 人日	27,246 人日
1号利用	7,615 人日	7,541 人日	7,462 人日	7,465 人日	7,322 人日
2号利用	20,722 人日	20,523 人日	20,306 人日	20,315 人日	19,924 人日
確保方策	28,337 人日	28,064 人日	27,768 人日	27,780 人日	27,246 人日

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,882 人日	1,952 人日	1,836 人日	1,696 人日	1,603 人日
1号利用	258 人日	267 人日	251 人日	232 人日	219 人日
2号利用	1,624 人日	1,685 人日	1,585 人日	1,464 人日	1,384 人日
確保方策	1,882 人日	1,952 人日	1,836 人日	1,696 人日	1,603 人日

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	404 人日	372 人日	386 人日	372 人日	382 人日
1号利用	29 人日	27 人日	28 人日	27 人日	27 人日
2号利用	375 人日	345 人日	358 人日	345 人日	355 人日
確保方策	▲ 404 人日	▲ 372 人日	385 人日	372 人日	382 人日

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	448 人日	457 人日	454 人日	394 人日	359 人日
1号利用	11 人日	11 人日	11 人日	10 人日	9 人日
2号利用	437 人日	446 人日	443 人日	384 人日	350 人日
確保方策	▲ 448 人日	▲ 457 人日	454 人日	394 人日	359 人日

② 一時預かり事業（一般型等）

<確保方策の考え方>

保育園（所）の一時預かり事業は全地区で実施されており、必要に応じて実施園の拡大を検討します。

※ファミリー・サポート・センターの考え方については、（7）（P.60）に記載しています。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	11,913 人日	11,708 人日	11,474 人日	11,242 人日	10,985 人日
確保方策	11,913 人日	11,708 人日	11,474 人日	11,242 人日	10,985 人日
保育園(所)での一時預かり	11,190 人日	10,947 人日	10,689 人日	10,436 人日	10,156 人日
ファミリー・サポート・センター	723 人日	761 人日	785 人日	806 人日	829 人日

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	104 人日	95 人日	93 人日	95 人日	94 人日
確保方策	104 人日	95 人日	93 人日	95 人日	94 人日
保育園(所)での一時預かり	92 人日	83 人日	81 人日	82 人日	81 人日
ファミリー・サポート・センター	12 人日	12 人日	12 人日	13 人日	13 人日

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	187 人日	182 人日	182 人日	175 人日	172 人日
確保方策	187 人日	182 人日	182 人日	175 人日	172 人日
保育園(所)での一時預かり	175 人日	170 人日	170 人日	162 人日	159 人日
ファミリー・サポート・センター	12 人日	12 人日	12 人日	13 人日	13 人日

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	242 人日	235 人日	232 人日	212 人日	201 人日
確保方策	242 人日	235 人日	232 人日	212 人日	201 人日
保育園(所)での一時預かり	227 人日	220 人日	216 人日	197 人日	186 人日
ファミリー・サポート・センター	15 人日	15 人日	16 人日	15 人日	15 人日

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園（所）等で保育を実施する事業です。〔P.83 参照〕

<確保方策の考え方>

公郷保育所を除く全保育園（所）で実施しており、引き続きニーズの充足に努めます。

【単位：実人数/年】

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	888 人	875 人	861 人	850 人	832 人
確保方策	888 人	875 人	861 人	850 人	832 人

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22 人	22 人	21 人	20 人	19 人
確保方策	22 人	22 人	21 人	20 人	19 人

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人
確保方策	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	49 人	48 人	47 人	43 人	41 人
確保方策	49 人	48 人	47 人	43 人	41 人

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。〔P.84 参照〕

<確保方策の考え方>

現在、医療機関1箇所、生後8か月の乳児から小学校低学年までを対象として実施していますが、共働き世帯の増加等に伴うニーズの高まりに対応するため、できる限り早期に1箇所の追加を図ります。

【単位:延べ利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	1,945 人日	1,917 人日	1,886 人日	1,863 人日	1,823 人日
加茂・阿波地区	39 人日	39 人日	38 人日	36 人日	34 人日
勝北地区	71 人日	69 人日	68 人日	66 人日	65 人日
久米地区	94 人日	91 人日	90 人日	82 人日	78 人日
量の見込み・合計	2,149 人日	2,116 人日	2,082 人日	2,047 人日	2,000 人日
確保方策(箇所数)	2 箇所				

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。〔P.84 参照〕

<確保方策の考え方>

児童福祉法の改正により、平成 27 年度から小学校 4 年生以上も受入対象となることが明示されるとともに、設備及び運営に関する基準の条例化により、児童の良好な生活環境の確保・改善等の必要性が一層高まることから、施設等の充実や円滑なクラブ運営に向けた支援を図ります。

【単位:実人数/年】

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,201 人	1,173 人	1,161 人	1,128 人	1,113 人
1～3年生	955 人	929 人	925 人	893 人	884 人
4～6年生	246 人	244 人	236 人	235 人	229 人
確保方策	1,201 人	1,173 人	1,161 人	1,128 人	1,113 人
1～3年生	955 人	929 人	925 人	893 人	884 人
4～6年生	246 人	244 人	236 人	235 人	229 人

(次ページへ続く)

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	56 人	48 人	41 人	42 人	42 人
1～3年生	45 人	38 人	30 人	31 人	33 人
4～6年生	11 人	10 人	11 人	11 人	9 人
確保方策	56 人	48 人	41 人	42 人	42 人
1～3年生	45 人	38 人	30 人	31 人	33 人
4～6年生	11 人	10 人	11 人	11 人	9 人

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	78 人	72 人	67 人	63 人	57 人
1～3年生	61 人	55 人	51 人	48 人	44 人
4～6年生	17 人	17 人	16 人	15 人	13 人
確保方策	78 人	72 人	67 人	63 人	57 人
1～3年生	61 人	55 人	51 人	48 人	44 人
4～6年生	17 人	17 人	16 人	15 人	13 人

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	75 人	73 人	70 人	72 人	72 人
1～3年生	59 人	57 人	54 人	57 人	58 人
4～6年生	16 人	16 人	16 人	15 人	14 人
確保方策	75 人	73 人	70 人	72 人	72 人
1～3年生	59 人	57 人	54 人	57 人	58 人
4～6年生	16 人	16 人	16 人	15 人	14 人

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

低所得世帯等の保護者が、教育・保育施設等に対して支払うべき実費徴収額に対して、市がその全部又は一部を補助する事業です。

<確保方策の考え方>

新制度に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯等に対して、副食費の全部又は一部を補助することで、経済的な負担軽減を図ります。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。そのため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

国では、平成24年8月に公布された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを有する単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化するなど、認定こども園の普及を進めています。

現在、本市に認定こども園は設置されていませんが、保育園（所）・幼稚園利用者のうち就労状況が変わった方への対応を図る上で有効な施設であり、多様な教育・保育ニーズに適切に応じられるよう、津山市立教育・保育施設再構築計画の内容や私立の各施設の意向を踏まえながら認定こども園の設置を検討していきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、国が普及を推進しているところであり、本市でも移行を検討する施設に対して必要な支援を行うなどして円滑な移行を推進します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子育てを取り巻く環境は日々変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から子育てに対する助言や支援が得にくく、また共働き家庭の増加や非正規雇用割合の高まりなど、社会経済状況の変化も相まって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような状況にあっても、保護者が子育ての第一義的責任をもち、家庭が教育の原点であり出発点であるとの認識の下、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子ども・子育て支援施策の中核的事業である教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を強力に推進していく必要があります。

① 教育・保育の役割等

幼児期の子ども・子育て支援の中核となる保育園（所）・幼稚園では、受け入れる乳幼児の対象年齢や保育時間、保護者の就労状況に違いはありますが、国が定めている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の中で示されているとおり、教育のねらい及び内容は平成20年3月からほぼ統一されています。そのため、養護と教育が一体となった質の高い保育実践を推進し、すべての子どもが望ましい保育を等しく受けられる環境づくりに努めます。（幼保連携型認定こども園を設置した場合は、「幼保連携型認定こども園教育・保

育要領」に基づき、すべての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育を総合的に提供します。)

また、各施設の役割や特長を十分発揮して幼児期の学校教育・保育の質の向上を図るとともに、各園における地域の子育て支援のセンター的機能と役割を強化し、多様化する保育ニーズに適切に対応していきます。

さらに、「津山市における幼児教育の理念と展望」〔P.23参照〕でうたわれているように、人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考え、一人一人の子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におき、地域の実情に応じた教育・保育環境の整備を進めます。

② 地域子ども・子育て支援事業の役割等

地域子ども・子育て支援事業については、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象に、子どもの健やかな成長の保障と保護者の子育て相談や保護者同士での交流等のニーズの充足をめざし、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を提供するため、関連事業の質と量の向上を図るとともに、特別な支援の必要な保護者や子どもに適切な支援が行き届くよう、保護者や地域の協力を得ながら支援体制の充実を図ります。

(3) 地域における教育・保育及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、保育園(所)及び幼稚園等と小学校等との連携の推進方策

本市では、平成20年4月の機構改革により発足した「こども保健部」が、保育園(所)と幼稚園に関わる業務を一括して担い、一体的・総合的な幼児教育・保育の推進を図ってきました。具体的な取組としては、平成21年3月に取りまとめた「これからの津山市の幼児教育のあり方について」の理念を受け継いで平成25年3月に作成した「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、保育園(所)と幼稚園、また、公立と私立の別なく、すべての施設でこのカリキュラムの活用と検証に取り組んでいます。これらの積み重ねや合同研修、公開保育の実施により、津山市における教育・保育内容の統合と水準の向上を図ります。

また、発達や学びの連続性を踏まえ、保育園(所)・幼稚園における教育・保育から小学校における教育へと円滑に移行できるよう、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭の合同の研修会を実施しているほか、市内の保育園(所)・幼稚園・小学校(以下、「保幼小」という。)には保幼小連携の担当者を配置しており、各地域で交流・連携が進められています。今後も保幼小合同での研修等により、相互の教育・保育内容に関する情報交換や課題の共有を行う場づくりを進めるとともに、障害や不登校など、特別な支援の必要な子どもが切れ目のない支援を受けられるよう、連携を強化していきます。

なお、本市では、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業等)のうち、事業所内保育事業が4箇所で開催されていますが、現状ではこれらの特定地域型保育事業(新制度における公費の給付対象となる地域型保育事業)への移行や新規参入等による新設は見込まれていません。今後、特定地域型保育事業の実施を希望する事業者があり、その必要性が認められる場合は、実施に向けて支援を検討します。

5 子ども・子育て支援事業計画の円滑な運用に向けた取組

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市では、産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園（所）等の保育事業を利用できるよう、これらの休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を市のこども課や各支所、子育て支援センターで行っています。今後も、産後の休業や育児休業を安心して取得できるようにするため、本市の子育て支援サービスに関する情報の集約・提供と相談支援を充実していきます。

また、0～2歳児の保育園（所）利用希望が増えていることも考慮し、第5章2〔P.52～55参照〕の目標事業量に基づき、必要な保育環境の整備を進めていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する岡山県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

平成24年度の全国の虐待死亡事例をみると、0歳児が約4割を占めており、妊娠期や出産後間もない時期の早い段階から虐待の発生予防と早期の対応が求められています。本市においても、要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応を進めており、庁内の関係部局、関係機関等との間での情報共有やケース対応に際しての連携を密に行っています。

今後も、妊婦及び乳幼児健康診査や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等の取組を通じて養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握に努め、必要に応じて児童相談所の機能を活用しながら、養育支援事業等の必要な支援につなげていきます。

また、専門性を有する職員の配置や県等が実施する講習会への職員の参加などを通じ、市の体制強化、職員の資質向上を図るほか、里親制度の広報、啓発等における県との連携により、地域における社会的養護の体制づくりを進めていきます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※次項「6 ひとり親家庭等の自立支援」に記載しています。

③ 障害児施策の充実等

子どもの障害の早期発見及び療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等を継続して推進するとともに、幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みに対しては、市の教育相談や保育園（所）・幼稚園での療育相談を行うほか、保健所の総合相談の活用等、連携を図ります。

また、障害児等の特別な支援が必要な子どもの個々の自立に向けた生活支援と集団生活への適応をめざし、保健所と共同で家庭訪問を実施し育児支援に当たるとともに、児童発達支

援事業や津山市特別支援教育推進センター通級指導教室幼児部（西・北小学校）等による療育や教育を推進します。

保育園（所）・幼稚園における特別な支援が必要な子どもの保育については、人員配置の充実をめざすほか、保育士、幼稚園教諭等の資質や専門性の向上を図るため、特別支援教育に関する研修会や巡回指導を実施するとともに、特別な配慮が必要な子ども一人一人に対して個別の教育支援計画・指導計画を作成し、障害の程度に応じた適切な支援やインクルーシブ教育を進めます。

発達障害等のある子どもに対する必要な支援が円滑に行われるためには、発達障害等に関する社会的理解を広げる必要があります。そのため、発達障害や障害児への福祉・教育施策についての啓発活動の推進にも努めます。

（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向け、個人や事業者を対象とした啓発講座等を実施します。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた企業や団体等の取組について、全国の優良事例を情報提供していくとともに、国や県の認証・認定制度や表彰制度の紹介や推薦のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組もうとする事業者へのアドバイザー派遣などを検討し、事業者の自主的な取組を促進します。

また、津山広域事務組合と連携を図りながら、「広域行政ホットニュース」への掲載などを通じ、これらの事業の広報・啓発活動に積極的に取り組みます。

さらに、延長保育や休日保育といった多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの拡充など、様々な働き方に対応した子育て支援サービスの推進・啓発にも努めます。

6 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等（母子・父子家庭及び寡婦）の子どもの健やかな成長を確保するため、ひとり親家庭等の自立を支援し、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として、本項を「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

ひとり親家庭等の自立のためには、子育てや生活支援とともに、就労支援等の総合的で細やかな支援策の推進が必要であり、本計画では、5つの視点に基づいて自立支援施策を展開し、計画的な推進を図ることとします。

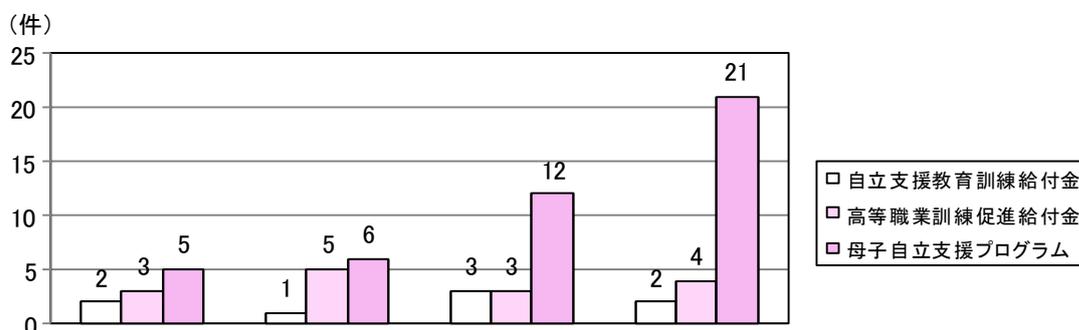
（1）就労支援の充実

ひとり親家庭が自立した生活を送るためには、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが必要です。

就職に有利な資格取得に向け、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、職業能力の開発や向上を支援します。

また、個々のニーズや事情に即した就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら早期就職を支援し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。

■就労に係る自立支援事業の実施件数



（2）子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が安心して生活するためには、子育てや家事と仕事が両立する環境が必要です。

保育園（所）への優先入所や保育料負担の軽減など、多様なニーズに対応した子育て支援施策の充実を図ります。

また、DV被害者が安心して生活できる場の確保など、生活面での支援を行います。

(3) 相談体制の充実と積極的な情報提供

ひとり親家庭等には、養育費等の離婚に関わること、子育て、仕事、DVなどの様々な悩み事や困り事について気軽に相談できる体制が必要です。

現在、津山すこやか・こどもセンターに母子父子自立支援員を配置し、スキルアップを図りながら相談しやすい環境を提供しているほか、弁護士による無料法律相談も実施しています。

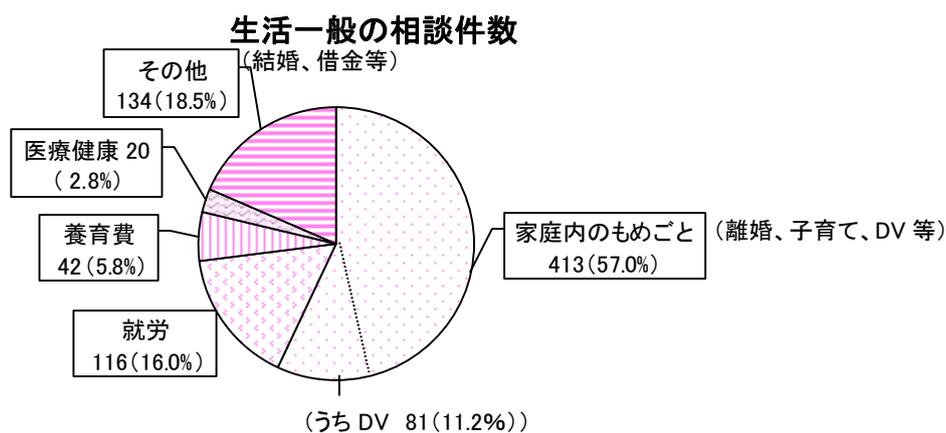
今後も、ひとり親家庭等のニーズにあった情報や支援制度が漏れなく提供されるよう、相談機能を強化するとともに、庁内関係部局や岡山県等の関係機関との連携を深め、総合的な相談支援の質・量の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に対する子育て情報や支援施策、支援活動に関する広報活動に積極的に取り組みます。

■津山市における母子父子自立支援員への相談状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数(件)	1,160	848	990	1,157	

■相談件数のうち、生活一般の相談内容(平成 25 年度)【単位: 件】



(4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済的自立を図るためには、就労支援に加え、各種の福祉制度の活用が必要です。

岡山県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、遺児激励金の支給等に関する情報提供や制度の有効活用を促進します。

■児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費公費負担制度にみるひとり親家庭等の推移

区分(単位)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世帯総数(世帯)		43,775	43,914	44,110	44,262	44,485
児童扶養手当 (世帯)	母子世帯	1,125	1,112	1,116	1,106	1,096
	父子世帯	68	90	108	102	96
	養育者	9	9	5	3	2
	計	1,202	1,211	1,229	1,211	1,194
ひとり親家庭等 医療(人)	親	1,081	1,040	985	1,013	1,002
	児童	1,372	1,734	1,582	1,629	1,588
	計	2,453	2,774	2,567	2,642	2,590

※世帯総数は各年度 4 月 1 日の世帯数

※児童扶養手当の受給者数は各年度末の人数(高校三年生の年齢到達による資格喪失を反映したもの)

※ひとり親家庭等医療費の受給者数は各年度末の人数(高校三年生の年齢到達による資格喪失を含まない)

※各制度の平成 26 年度は見込みの数

(5) 当事者同士の交流と支援者との連携

ひとり親家庭等の孤立を防ぐためには、同様の境遇にある方々との交流や情報交換の場づくりが必要です。

母子寡婦福祉会の活動を支援し、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。

また、小学校区で母子福祉協力員を委嘱することで、身近な地域でも気軽にひとり親家庭等の相談を受けることができる環境づくりを行います。